

# 広報

## とまこまし

発行 北海道苫小牧市

編集 伊藤一男

印刷 苫小牧民報社

No.428 昭和40年5月20日

昭和28年6月10日第三種郵便物簡可

毎月1、10、20日発行(1部5円)

人口動態 (四月末)

△世帯数 一九、九三六

△人口 八五、七九九人

△男 四一、九三八人

△女 二二八人

△出生 三四人

△死亡 一、五五〇人

△転入 七四人、減一人

△転出 九二人

△前居住未登録等 増四人

△転出 七六人

△世帯増加 二九一

△人口増加 九二一人

(住民登録人口による)

一般住宅地・商店街用地

## 市有地の分譲

まで付け  
28日受け付け

△一宅地当たり面積 平均二百三十  
一・四平方メートル(七十坪)  
△競争入札日時 六月一日午後二時  
から、市消防本部(旭町)二階会  
議室で行ないます。

△入札保証金 入札しようとする価  
格の一〇%以上の金額を入札時間  
の一時間前までに納入していただ  
きます。

△分譲決定の方法 同一宅地に二人  
以上の申し込みがあるときには、  
競争入札により決めます。

△分譲する宅地数 六十宅地  
△分譲予定価格 三・三平方メートル(一  
坪)当たり五千七百円

とにかく、くわしいことは、市管  
財課土地造成係に分譲案内パンフレ  
ット、分譲規定等を用意してあります。  
すからお問い合わせください。

きなどで、かくれて火遊びをしては  
いけないことをよくいい聞かせまし  
よう。また、これから花火などを  
するときには、必ずおとなの人があつ  
いていてあげてください。

△ごみの焼却には、水や砂などを  
用意して消火に備え、監視人をつけ  
てから行ないましょう。残り火のあ  
と始末も完全にしましょ。

△風が強いときや異常乾燥のときには  
必ずごみ焼却器や古ストーブ、  
あきカソなどを利用して、火の粉が  
飛び散らないようにじゅうぶん注意  
しましょう。

市ではつぎのとおり住吉、三光、  
美園地区市有地第一次分譲一般住  
宅地・商店街用地の申し込みを受  
けつけています。  
△受け付け期限 五月一・二十八日まで  
△受け付け時間 每日午前九時から  
午後四時まで(土曜日は午前十一  
時まで、日曜日は休みます。)

△受け付け場所 市管財課土地造成  
係(三階)

△一般住宅地

△制限 宅地のない人で、二年以内  
に家を建てて、居住する人。

△申し込み方法 市の定める申し込  
み用紙に所定の事項を記入し、五  
万円を添えて申し込んでください

△分譲決定の方法 同一宅地に二人  
以上の申し込みがあるときは、抽  
選で決めます。

△分譲する宅地数 四十二宅地

△分譲価格 三・三平方メートル(一  
坪)当たり最低五千円、最高五千七百  
円

## 火のシーズン

予防に細心の注意を

春先は気温があが  
つて空気が乾燥し、  
そのうえ風も強くな  
ります。このため、例年四  
月、五月は火災の起  
こりやすい危険な時  
期となっています。

火災報知機は、ぜつたいいたずら  
をしないように、みんなで気をつけ  
るところに、火災の原因として多く  
なっている子供の火遊びごとみの焼  
却について、つきの注意を守りまし  
ょう。

△子供の火遊びには、おとながじ  
ゅうぶん気をつけて、マッチやライ  
ターなどを子供の手のどこかないと  
ころにおきましょう。あき家や物置  
などに火遊びをするのは、さけましょ。

日没から翌日の日の出までの間は  
火災と間違えられますので、やめま  
しょう。

△中でも、火災と間違えられそう  
な煙を出したり、火災が起こる危険  
のあるような場合には、文書や電話  
口頭などで、消防本部へ連絡してく  
ださい。

## 行楽の

## シーズンがやってきました

団体旅行は市営バスの貸し切りで……

(貸し切りバスの運賃は値上げになりません)

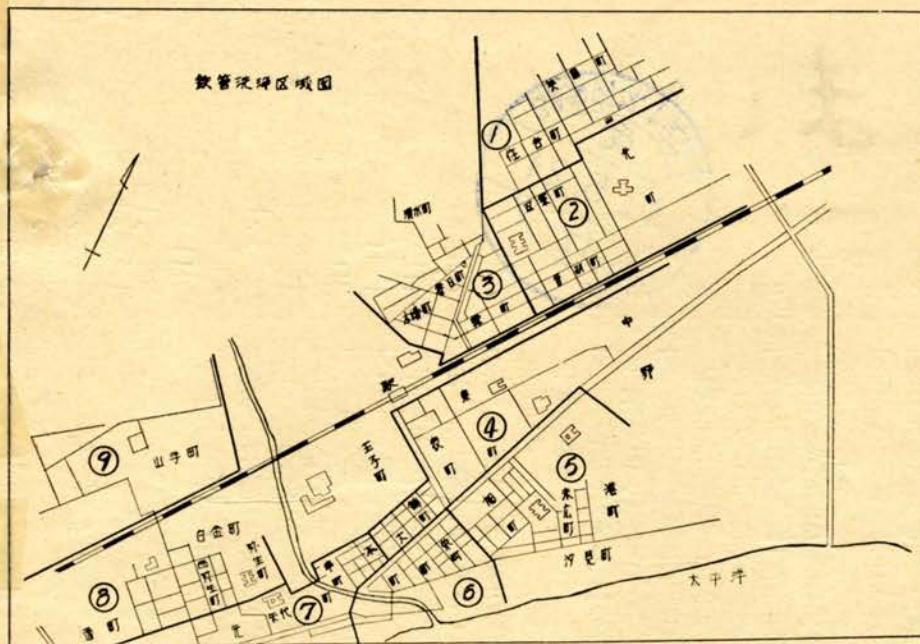
申し込みは電話4141番へどうぞ



苦小牧市消防本部



## から24日 上水道配水管のそじ



市水道課では、五日二十四日から六月一日までの九日間、毎日午前零時から同五時まで、上水道配水管内のそじを行ないます。当時は、そうじ区域内のご家庭の水道せんから、一時濁り水が出来たり水圧が低くなつたりしてご迷惑をおかけするかもしませんのでご注意ください。

なお、雨天の場合は順延します。

### 【そじ日程】

- ① 5月24日 住吉町、美園町、三光町の一部(岩食組第二工場以北)
- ② 5月25日 双葉町、音羽町、三光町の一部(岩食組第二工場以南)
- ③ 5月26日 緑町、木場町、春日町
- ④ 5月27日 東町、表町、王子町、錦町、大町の一部(大通り以北)

- ⑤ 5月28日 旭町、末広町、港町、汐見町
- ⑥ 5月29日 栄町、大町・本町の一部(大通り以南)
- ⑦ 5月30日 矢代町、元町、本町・幸町の一部(大通り以北)
- ⑧ 5月31日 弥生町、西弥生町、白金町、西町
- ⑨ 6月1日 山手町、糸井

### 水道のもらい水

さいきん、市内各地で各種の建設工事が始められていますが、工事を行なうときに、一般家庭の水道や共用せんからもらい水をする場合は、必ず水道課へ連絡して許可を受けてください。

許可を受けないで水道の水を使用すると、違反になりますからご注意ください。

### 銃砲刀剣類所有者へ

美術的銃砲刀剣類の所有者で、五月九日の講習会に参加されなかつた方は、五月二十四日、同三十一日にいずれも午前八時半から午後五時まで、所有者名簿を作成しますので、都合のよい日に、刀剣登録証を持つて公民館へおいでください。

### 危険物取り扱い主任者試験

道では、つきのとおり危険物取り扱い主任者試験を行ないますので、受験をご希望の方は、市消防本部予防課(電話三一五一番)にくわしいことをお聞きください。  
▽試験期日 七月四日(日曜日)  
▽試験場所 受験者ごとに決められます。

## 補充選挙人名簿作成

### 未登録の方は申し出を

参議院議員の通常選挙が近く行なわれます。この選挙に投票をすることができる人は、昨年九月十五日に行なわれた選挙人登録の申告を受けた選挙人です。

資格いつせいの調査によつて作られた、基本選挙人名簿からもれている人は、補充選挙人名簿にのせられなければ投票をすることができない人は、本選挙人名簿にのせられる人に限られます。

補充選挙人名簿にのせられなければならない人と、選挙のたびに作られる補充選挙人名簿にのせられる人に限っている人、選挙のたびに作られる補充選挙人名簿への登録の申出をしなければ、近く行なわれる参議院議員選挙の投票ができないことがあります。

すでに登録の申出をしている人は、改めて申し出をする必要はありません。なお申し出をするときには本人か同居の親族などでなければ受け付けることができませんからご注意ください。

### 駅前通りに



### 市民の声

問い合わせ 駅前通りと王子正門通りの交差点は、日を増すことに交通

都市計画課が行なつた調査では、一日九千九百四十五台にもおおよび接続する市道王子通り線も、ともに交通量がふえつつあります。

交通信号機を設置するためには

なほど危険性が上昇しています。一日も早く安全な横断ができるよう、信号機を取り付けてください。(東町 会員 四十六歳)

答え 道道苦小牧停車場通り線(通称駅前通り)の交通量は、昭和三十七年秋の審査土木現業所の調査で、一日四千八百八十三台でした。昭和三十九年十月に市消

防本部にあります。



## 国民年金は老後のためばかりではありません

ケガをしたり、夫や生計中心者がなくなったときは

### 障害年金・母子年金・遺児年金が

そのときから支給になります

保険料を滞納すると、いろいろな年金を受ける効力を失いますから忘れてはなりません。



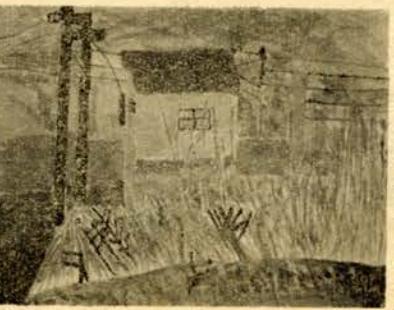
# 家族ぐるみで 楽しい写生会

5会場に1647人が参加

五月下旬に児童生徒には各学校を通して贈り、一般の方には直接家にお届けすることになります。



古内<sup>ニ</sup>春<sup>ニ</sup> 東小六年<sup>ニ</sup> 佐々木あゆみ<sup>ニ</sup>  
若草小六年<sup>ニ</sup> 野村和子<sup>ニ</sup> 東中一年<sup>ニ</sup>  
芦立秀則<sup>ニ</sup> 景北中一年<sup>ニ</sup> 牧田善一<sup>ニ</sup>  
東中二年<sup>ニ</sup> 河岸三子代<sup>ニ</sup> 弥生中二年<sup>ニ</sup>  
穴鑑好知<sup>ニ</sup> 弥生中三年<sup>ニ</sup> 古川静子<sup>ニ</sup>  
啓北中三年<sup>ニ</sup> (以上二十名)  
☆佳作<sup>ニ</sup>かけふじひこ<sup>ニ</sup> かくたこう



入選者

いち・たぐちひろみ||かおり幼稚園  
いふ、なほ、一、二、三、幼稚園

年 加藤千春・先田次雄・岡田克己

北光小五年 橋本佳世子

## 選挙人名簿を

閲覧しま

したか

のつていな  
い未登録の方は

今すぐ申し出を

従来ありました選挙期日公示後の補充選挙人名簿への登録申請制度は廃止され

これに代りいつでも補充選挙人名簿登録の申し出ができるようになりました。

参議院議員の選挙には、選挙期日の公示の前日までに補充選挙人名簿登録の申し出をした人のみが登録され投票できる制度となりました。

満20才になつた人、新らしく当市に住所を移した人は今すぐ補充選挙人名簿登録の申し出を。

しあわせはこの一票の自覚から